

## 平常時の帰宅困難者等対策(抑制等)の取組み主体と役割に対する意見整理表(体制整備)

	機関名	体制整備(第3回協議会提示案)	各機関からの追加意見	追加意見に対する事務局の考え方
主 体	[交通事業者]  ■JR津田沼駅  ■京成津田沼駅	○運行情報の収集・提供体制を整備する ○一時的に留めるスペースを確保する ○自社代替輸送手段を検討する ○案内(誘導)体制を確保する ○自社での対応をルール化し、内部の対応マニュアル等を策定する	【JR津田沼駅】 ①「自社代替手段を検討する」の記載は、前回も上げたが、帰宅困難者が発生するような災害において、他の交通機関も運転を見合わせる。代替輸送は現実性を欠くと考える。  【京成電鉄(京成津田沼駅)】 ②「自社代替輸送手段を検討する」と記載されていますが、国レベルでも検討課題となっており、鉄道事業者単独で検討すべきではないと考えますので、削除願います。 (第2回協議会資料1-2 災害発生時の帰宅困難者等対策の取組み主体と役割においても同表現は削除となっております。) ③「一時的にとどめるスペースを確保する」と記載されていますが、スペースがなくまた橋上駅舎で安全性の観点から義務は難しいと考えます。首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告書にも同記載はないため、削除またはスペースの確保に努めるに変更をお願いします。	①②「自社代替手段を検討する」の記載は発災時の役割と同様に削除します。 ③「一時的に留めるスペースの確保に努める」に修正しますが、発災時は『むやみに移動を開始しない』という原則の基、一時滞在施設の受入れの可否や受け入れ準備の状況など周辺の状況を確認する必要があり、また、各機関が一時的にその場に留めることを原則としていることから、できる限り一時的に留めるスペースを確保するか、予め決めておくことが必要となります。
	[千葉県]  ■葛南地域振興事務所	○情報提供体制を整備する ○帰宅支援対象道路を指定する ○帰宅支援施設を指定・調整する ○一時滞在施設を指定・調整する ○関係する地方公共団体間の連携体制を構築する	【葛南地域振興事務所】※現時点での暫定的な役割案 ①本庁との調整を図り、情報提供体制を整備する。  【県災害対策本部】※現時点での暫定的な役割案 ②情報提供体制を整備する。 ③県有施設を一時滞在施設に指定・調整する。 ④帰宅支援対象道路を指定し、周知を図る。 ⑤九都県市と連携し、災害時帰宅支援ステーション協力事業者を確保する。 ⑥県対策協議会を通じて県内の他の駅周辺協議会との調整を図る。 ⑦関係する地方公共団体間の連携体制を構築する。	①の葛南地域振興事務所の役割のみ記載します。